

ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程等の改正について

1 改正の趣旨

押印・書面提出等の制度・慣行の見直しの動きを受け、ビルクリーニング分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）の入会手続き方法等を見直すもの。

2 改正の概要

(1) 入会手続方法等の見直し

現在、協議会の加入申請、変更届等は全て書面提出によるものとしているが、原則、厚生労働省のホームページより申請手続き等を行うものとする。なお、この方法による申請届出が困難な場合は、引き続き書面による申請届出を認めるが、申請・届出様式への押印は廃止する。

(2) その他

所要の規定の整備を行う。

3 改正日等

改正日 : 第3回ビルクリーニング分野特定技能協議会運営委員会において承認された日

施行期日 : 改正日と同日

別添 1 : ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程改正案

別添 2 : ビルクリーニング分野特定技能協議会設置要綱改正案

(案)

ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程

(入会基準)

第1条 ビルクリーニング分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、設置要綱を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

(入会手続)

第2条 ビルクリーニング分野における特定技能所属機関になった者は、協議会へ入会するため、厚生労働省ホームページ（以下「ホームページ」という。）より入会を申請するものとする。なお、その方法による申請が困難な者は、様式第1号による申請書を厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

(資格確認)

第3条 事務局は、前条の申請を受理した場合、申請者に様式第2号による協議会の構成員であることの証明書を発行するものとする。

2 厚生労働省は構成員の名簿をホームページにおいて公表するものとする。

(証明書の再交付)

第4条 構成員は、証明書を失ったときは、ホームページより証明書の再交付を事務局に申請することができる。なお、その方法による申請が困難な者は、様式第3号による証明書の再交付申請書を事務局に提出することにより申請することができる。

(変更手続)

第5条 構成員は、第2条の申請に係る内容に変更が生じた場合には、ホームページより変更届出を行うものとする。なお、その方法による届出が困難な者は、様式第4号による届出書を事務局に提出するものとする。

(退会手続等)

第6条 構成員は、ビルクリーニング分野における特定技能所属機関でなくなったときは、ホームページより協議会を退会を届け出るものとする。すなわち、その方法による届出が困難な者は、様式第5号による届出書及びに第3条に規定する証明書を添付して事務局に提出するものとする。

2 構成員がビルクリーニング分野における特定技能所属機関でなくなったにもかかわらず前項の提出届出を行わない場合、又は事務局が当該構成員と連絡がとれない場合

には、事務局は当該構成員が協議会を退会したものとみなすことができる。

附 則

本規程は、平成 31 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

本改正は、令和 3 年 3 月〇日から施行する。

ビルクリーニング分野特定技能協会入会申請書

ビルクリーニング分野特定技能協会 事務局 御中
(厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課)

~~年~~ ~~月~~ ~~日~~

ビルクリーニング分野特定技能協会に入会したいので、以下のとおり申請します。

1. 申請事項

(1) 特定技能所属機関の情報		
特定技能所属機関名		
所在地	〒	
代表者 (役職・氏名)	(役 職) (氏 名)	
担当者 (職名・氏名・電話番号・電子メール)	(職 名) (氏 名) (電 話 番 号) (電 子 メール)	
(2) 登録支援機関の情報		
登録支援機関の利用 有・無 (※1)	(登録支援機関名) (登録番号)	
(3) 特定技能外国人の情報		
特定技能外国人の国籍及び人数 (※2)	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人

※1 登録支援機関を利用する場合は、右欄に登録支援機関の情報を記載してください。

※2 指定書において、活動を行うことができる特定産業分野が「ビルクリーニング分野」となっている特定技能外国人のみ記載してください。また、在留カードの写し(氏名、性別、生年月日は黒塗りにすること)を添付してください。

※3 ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験合格者については、合格証明書の写し(氏名、性別、生年月日は黒塗りにすること)を添付してください。

2. 遵守事項

ビルクリーニング分野特定技能協会の構成員は、次の事項について遵守しなければいけません。

- ・ 出入国管理及び難民認定法その他法令を遵守します。
- ・ ビルクリーニング分野特定技能協会設置要綱及び入会規程を遵守します。
- ・ 特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の協会による大都市圏での受入れの自粛要請が決議されたときは、これを尊重します。
- ・ 他の特定技能所属機関に雇用されている特定技能外国人の引抜きは行いません。
- ・ ビルクリーニング分野特定技能協会に対し、必要な協力を行います。

上記の遵守事項について、同意します。

特定技能所属機関名： _____

代表者名： _____

~~印~~

年月日： _____ 年 月 日

ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書

(申請者) _____ 殿

年 月 日に申請のあったビルクリーニング分野特定技能協議会への入会について、ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程第3条の規定に基づき、下記のとおり証明する。

記

- 1 ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員登録番号 _____ 号
- 2 協議会構成員の名称・代表者・住所
名 称
代表者
住 所

年 月 日

ビルクリーニング分野特定技能協議会 事務局
厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課長

修正箇所は赤字部分

【様式第3号】

ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書再交付申請書

ビルクリーニング分野特定技能協議会事務局 御中

(理由) _____ のため、ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程第4条の規定に基づき、ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書の再交付を申請します。

年 月 日

(協議会構成員の名称) _____

(代表者氏名) _____ 印

ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員 変更届出書

ビルクリーニング分野特定技能協議会 事務局 御中
 (厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生課)

~~年~~ ~~月~~ ~~日~~

ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程第2条の申請に係る内容に変更が生じたため、以下のとおり届出します。

(1)特定技能所属機関の情報		
<input type="checkbox"/> 特定技能所属機関名		
<input type="checkbox"/> 所在地	〒	
<input type="checkbox"/> 代表者(役職・氏名)	(役職) (氏名)	
<input type="checkbox"/> 担当者 (職名・氏名・電話番号・電子メール)	(職名) (氏名) (電話番号) (電子メール)	
(2)登録支援機関の情報		
<input type="checkbox"/> 登録支援機関の利用 有・無	(登録支援機関名) (登録番号)	
(3)特定技能外国人の情報		
<input type="checkbox"/> 現に雇用している特定技能外国人の国籍及び人数	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人
<input type="checkbox"/> 新たに雇用した特定技能外国人の国籍及び人数	(国籍)	人
	(国籍)	人
<input type="checkbox"/> 転職等した特定技能外国人の在留カード番号		

【記載にあたっての留意事項】

- ※1 変更箇所に☑をしてください。
 ※2 担当者の職名、氏名、電話番号及び電子メールアドレスは、担当者に変更がない場合でも、必ず記載してください。
 ※3 新規に雇用した特定技能労働者の在留資格カードの写し(氏名、性別、生年月日は黒塗りにすること。)を添付してください。
 ※4 新規に雇用した特定技能労働者がビルクリーニング分野特定技能1号評価試験合格者である場合には、合格証明書の写し(氏名、性別、生年月日は黒塗りにすること。)を添付してください。

特定技能所属機関名： _____

代表者名： _____ 印

年月日： _____ 年 月 日

修正箇所は赤字部分

【様式第5号】

ビルクリーニング分野特定技能協議会退会届出書

ビルクリーニング分野特定技能協議会 事務局 御中

(理由) _____ のため、ビルクリーニング分野における特定技能所属機関ではなくなったことから、ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程第6条第1項の規定に基づき、ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書を添えて退会届出書を提出します。

年 月 日

(協議会構成員の名称) _____

(代表者氏名) _____ 印

(案)

ビルクリーニング分野特定技能協議会設置要綱

(名称)

第1条 本協議会は、ビルクリーニング分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）という。

(設置及び目的)

第2条 協議会は、「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定）5（2）イの規定に基づき、構成員が相互の連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図ることや、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」（平成30年12月25日閣議決定）4（4）オの規定を踏まえ、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地域における人手不足の状況を把握し、必要な措置を講ずることを目的として設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議又は情報共有を行う。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 受入れに係る人権上の問題等への対応
- 三 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 七 前号を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請や大都市圏

等の特定技能所属機関による特定技能外国人引抜き自粛要請等を含む。)

八 特定技能所属機関に対する構成員であることの証明

九 円滑かつ適正な受入れのために必要なその他の情報、課題等の共有・協議等

十 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと

(構成)

第4条 協議会は、別紙1に掲げる構成員をもって構成する。

2 協議会は、前項に規定するもののほか、必要と認める者をその構成員として加えることができる。

(主宰)

第5条 協議会は、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官が主宰する。

2 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官に事故その他やむを得ない事情があるときは、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官が必要と認めるときは、構成員を招集し、会議を開催することができる。

2 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官が必要と認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(運営委員会)

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、別紙2に掲げる委員をもって構成する。

3 運営委員会は、原則として3月に1回開催する。

4 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官が必要と認めるとき、持ち回り審議により運営委員会の開催に代えることができる。

5 運営委員会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその結果に基づき、

必要な協力を行わなければならない。

(事務局)

第8条 協議会及び運営委員会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課において処理する。

(資料及び議事の公開)

第9条 協議会及び運営委員会は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事概要を厚生労働省ホームページで会議開催後日公表する。

(雑則)

第10条 運営委員会は、必要に応じて、本要綱の規定の見直しを行うとともに、協議会及び運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

第1条 本要綱は、平成31年4月23日から施行する。

附 則

第1条 この改正は、令和元年11月20日から施行する。

附 則

第1条 この改正は、令和3年3月〇日から施行する。

ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員

法務省出入国在留管理庁在留管理支援部 特定技能企画室長

警察庁刑事局組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課長

外務省領事局 外国人課長

厚生労働省職業安定局 外国人雇用対策課長

厚生労働省大臣官房 生活衛生・食品衛生安全審議官

特定技能所属機関（現に1号特定技能外国人を受け入れている機関に限る）

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

ビルクリーニング分野特定技能協議会運営委員会委員

法務省出入国在留管理庁在留管理支援部 特定技能企画室長

警察庁刑事局組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課長

外務省領事局 外国人課長

厚生労働省職業安定局 外国人雇用対策課長

厚生労働省大臣官房 生活衛生・食品衛生安全審議官

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会